

大阪市告示第1207号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時休館について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和6年8月30日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日
大阪市立 鶴見緑地プール 水泳場	令和6年9月24日（火）から同月29日（日）まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）